

訪問看護サービス重要事項説明書

様

医療法人 成精会
成精会訪問看護ステーション H.E.J.刈谷
管理者 白山 ゆかり

第1条（訪問看護サービスの目的）

医療法人成精会 成精会訪問看護ステーション H.E.J.刈谷（以下、ステーションとする）は、介護保険法及び健康保険法令に従い、利用者が自宅において自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するためのサービスを提供します。

第2条（職員の職種、人員、及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び勤務の内容は次の通りです。

① 管理者（看護師）常勤1名

管理者はステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも指定訪問看護の提供に当たります。

② 看護職員等

看護師 7名（常勤専従6名、常勤兼務1名・管理者と兼務）

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護記録報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たります。

第3条（契約期間）

契約期間は、利用契約を結んだ翌日を基準とし、訪問看護サービスを開始いたします

第4条（営業日）

営業日は月曜日から土曜日とします。ただし、隔週土曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日を除きます。

第5条（営業時間）

営業時間は、午前9時～午後5時とします。

第6条（訪問看護サービスの内容、サービス提供時の看護職員の禁止行為）

（訪問看護サービスの内容）

- ①療養上のお手伝い - 生活のリズムや通院・服薬の仕方など、健康上の不安を一緒に考えます。
- ②日常生活上の支援 - 日常生活上の困りごと、たとえば衣食住のことなどを具体的に支援します。
- ③利用できるサービスの紹介 - デイケアや小規模作業所など、地域で利用できるサービスや福祉制度の利用方法などを紹介し、支援します。
- ④相談相手として - 利用者及び家族の相談にも応じます。
- ⑤合併症のご相談 - 他の病気でお悩みのことがあれば一緒に考えます。
- ⑥突然の困りごとへの相談 - 突然の困りごとや、急に具合が悪くなったとき、その状況をあせらずに乗り越えられるよう支援します。

（サービス提供時の看護職員の禁止行為）

- ①利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ②利用者または家族からの財産等に関わる書類等の預かり
- ③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④病状によって利用者もしくは第三者の生命や身体を保護するため緊急時にやむおえない場合を除き、身体拘束等の利用者への行動制限をする行為
- ⑤宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第7条（利用料金）

① 訪問看護料

ステーションから提供を受ける訪問看護サービスには、医療保険の適用を受ける場合と介護保険の適用を受ける場合との二つがあります。

詳細は当ステーションへご連絡ください。

② 訪問看護材料費

訪問看護に必要な衛生材料費については、実費負担を頂く場合があります。

第8条（営業地域）

通常の訪問看護の実施地域は次の通りです。

刈谷市、安城市、知立市、高浜市、碧南市、豊田市、
知多郡東浦町、大府市、西尾市、岡崎市、半田市

第9条（緊急時における対応）

訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて応急の手当てを行なうとともに、すみやかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

第10条（非常災害時の対応）

地震・風水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合にはサービスの提供を中止する場合があります。

第11条（損害賠償）

訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者や家族に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除いて、損害を賠償いたします。

第12条（秘密保持）

ステーションの職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。職員の退職後も秘密保持に必要な措置を講じます。

第13条（記録の保管）

ステーションは、訪問看護の提供に関する諸記録を完結の日から5年間保管します。

第14条（苦情処理）

利用者及び家族は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合は、ステーションに苦情を申し立てることができます。

ステーションは利用者及び家族から、提供した訪問看護サービスについて苦情の申し立てがあった場合、適切に対処しサービスの向上に努めます。

第15条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は終了いたします。なお、該当する場合にはその旨必ずご連絡下さい。

- ① 利用者が死去した場合
- ②利用者及び家族から契約解除の意思表示がなされた場合
- ③利用者が介護保険施設などへ入所した場合
- ④利用者が病院などへ入院した場合

第16条（解約権）

ステーションは、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント等）をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービスの利用目的を達することが不可能になったとき、14日以上の予告期間をもって契約を解除することができます。

（サービス利用にあたっての具体的禁止行為の例）

- ・暴力または乱暴な言葉
物を投げる、刃物を向ける、服を引っ張るまたは引きちぎる、手を払いのける、怒鳴なる、奇声、大声を発するなど
- ・職員の身体を触る、手を握る、腕を引っ張るなどして抱きしめる、ヌード写真を見せるなど
- ・職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、サービス利用中に職員の写真や動画撮影・録音等を無断でSNSに掲載する

第17条（虐待防止）

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のための次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のための必要な処置

ステーションは、指定訪問看護の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する

第18条（契約外事項）

本契約に定めない事項については、介護保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び家族とステーションの協議により定めます。

第19条（その他）

訪問の際、全面禁煙のご理解ご協力をお願い致します。